

令和5年度 第1回二宮町政策評価委員会 議事要旨

開催日時	令和5年11月29日（水） 10:00～12:15	
開催場所	二宮町役場 第1会議室	
出席者	委員	出席6名 大田 博樹 委員、高橋 哲夫 委員、成川 一 委員、 渋谷 佳代子 委員、井通 隆正 委員、友野 恵美子 委員 欠席1名 佐々木 栄一 委員
	町	政策部長
	事務局	政策部企画政策課3名
傍聴者数	0名	
会議次第	1. 開 会 2. 委員紹介 3. 町長あいさつ 4. 委員長あいさつ 5. 議事 (1) 二宮町総合戦略評価について (2) その他 6. 閉 会	
配布資料	資料1	総合戦略施策評価シート（令和4年度実績）
	参考資料1	二宮町政策評価委員会委員名簿
	参考資料2	二宮町政策評価委員会条例
	参考資料3	施策に関連する事業の説明
	参考資料4	施策に関連する行政評価結果（基礎評価シート）
	参考資料5	二宮町総合戦略評価に係る意見書の提出 について（令和4年度）
	参考資料6	回答表・施策に対する意見
	参考資料7	政策評価委員会スケジュール

【議事要旨】

(1) 二宮町総合戦略評価について

(主な意見交換等)

※ ◎：会長、○：委員、●：事務局

基本目標1 ひとが集い、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる

施策：公共施設のマネジメントと新たな魅力の創出

○K P I ①公共施設の総延床面積について、もし、令和4年度中に百合が丘老人憩いの家が解体されていたとしても、総延床面積が大きく減少していたとは思えない。

K P I ①は新庁舎整備事業にも設定されていることから、ここでの計画値は、庁舎整備が進んでいることを見越しての設定だったということか。

●ご指摘のとおり、計画値は、庁舎やラディアン、町民センター、学校施設等も含めた総延床面積となっています。

そのため、今後、新庁舎の移転にあたっての公共施設集約化等により、総延床面積を減らしていく予定です。

○施策内容に「ICT技術等の導入による行財政のスリム化」とあるが、公共施設再配置の事業概要にてデジタル化を踏まえた多機能化に触れているものの、現時点で直接関係するK P Iの設定はない。

今後、ICT技術の導入に関するK P Iを設定する予定はあるのか。

●現状で、新庁舎への移転の際に事務のデジタル化や、デジタル技術による行政サービスの向上を考えています。なお、行政サービス向上に向けて第3期総合戦略では新たにデジタルに関する施策とK P Iを設定して取り組むこととしています。

○新庁舎整備事業の説明に、民意を確認したとあるが、この手段は選挙のことを指しているのか。

●そのとおりです。

○資料1の主な事業の項目における行政評価結果は、どのような選択肢があるのか。

●参考資料4の基礎評価シートの下段にて記載の良好、適当、不良の3種類となり、各評価に明確な基準はありませんが、総合的な判断のうえ評価をしています。

○K P I ④耐震未確認の地域集会施設数がD評価とされているのは、残された2施設の耐震調査が未実施のためか、それとも、今後の方向性が未確定のためか。

●ここでのK P Iは、旧耐震基準で建築された9つの地域集会施設について、令和4年度までに方向性を示す、又は耐震診断を実施するとしたものです。

町として、残っている2施設（上町児童館、茶屋老人憩いの家）については、改修ではなく立て替え等の抜本的な対策が必要であると考えていますが、地域と方向性の調整等ができておらず、計画値の0を達成できていないことから、D評価となっています。

◎公共施設再配置の事業概要に、「デジタル化を踏まえた多機能化」とあるが、デジタ

ル化を踏まえた施設とはどのような状態を指すのか。

●町では、百合が丘町民サービスプラザやラディアンサービスコーナーを設置していますが、コンビニの証明書発行をはじめとしたデジタル化を進めることにより、町民手続き等が可能になるため、施設の統廃合に繋げていくことを多機能化として表現しています。

施策：地域で支えあう体制の構築

○2件のK P I が指標を見直すとして削除になっているが、これらは代わりとなる指標を設定しないのか。

K P I ②の 65 歳以上の要介護認定者の割合は、高齢化が進む中で増加することが当然であると思うが、それで指標をなくしてしまうのは早計ではないか。

例えば、要介護者をなくすために実施した事業の参加人数等をK P I として設定することが考えられるのではないか。

●令和5年度からの第3次総合戦略においては、地域の活性化は、地域福祉や地域防災に繋がることと考え、本施策と次の施策の地域コミュニティの醸成支援を統合しています。

そのうえで、統合した施策の福祉分野の進捗は、地域の通いの場と認知症サポーターの養成に関するK P I で、地域の醸成は地域活動への参加者等で測ることが可能であると考えています。

なお、K P I に対するご意見についても意見書に記載いただければと思います。

施策：地域コミュニティの醸成支援

○K P I ②地域活動に参加している人の割合については、町民活動推進補助金はスタート支援の活用が0件であること、そして自治会等の運営は、なり手不足が具体的な課題ということか。

●そのとおりです。

○K P I ③消防団員の充足率の、指標の見直し案に挙げられている、自主防災訓練を実施している地区数は、地区長会の数（20地区）が分母になるのか。

また、現時点で実施している地区数は何地区あるのか。

●訓練を実施している地区数は、コロナ感染症の影響を受ける前の平成30年度で、15地区となっています。

○先ほど話のあった、なり手不足については、引き続き地区長連絡協議会で情報交換を行うと改善点に挙げられているが、実際に協議会において意見やアイデアは出ているのか。

●現在の動向として、民生委員等の町が推薦を依頼している委員の負担を軽減する等、間接的ではありますが、なり手を見つけやすくすることを目指しています。

○地区長連絡協議会では、町が主催している事業や地域環境推進員等の役職を減らすこと、町民が担っている役割の委託等の検討、自治会長や副会長を輪番制とするなど

の提案があります。

◎地域の活動に参加する人数だけだと、結果だけになってしまうので、参加者を増やすために何をしたかをK P Iに設定する必要があると思う。

◎町民活動推進補助金は、二宮町に居住している方のみが対象で、町外居住者が活動する場合や、営利企業が社会貢献活動の一環として実施する場合は受け付けていないという認識でよいか。

●そのとおりです。

【二宮町町民活動推進補助金交付要綱において「3人以上の者から構成される団体で、その構成員の3人以上の者が町民であること」が補助対象要件となっている。】

基本目標2 新しい人の流れを生む魅力あるまちをつくる

施策：二宮らしい魅力の創出と発信

◎K P I ③町観光入込客数は、どのように測定しているのか。

●1月から2月に開催される菜の花ウォッチングの期間に、大学生等に協力していただき来場者人数を集計することに加え、海岸来場者についても大枠で数えることなどにより測定しています。

◎実際には更に多い可能性もあるということか。

●その可能性はあります。

○最近、二宮団地再編プロジェクトがマスコミに取り上げられることがあるが、このような活動をにのみやLifeの移住施策と連携させるような検討はしていないのか。

●本評価は町の施策の評価であるため、プロジェクトを推進している住宅供給公社の施策について触れていませんが、実際には移住者などによる連携や職員間の情報交換等は行っています。

ただ、住宅供給公社としては、他の不動産業者と関係性もあり、連携事業はお断りされた経緯があります。

施策：特色ある教育活動の推進

○K P I ②将来に夢や目標を持っている児童生徒の割合について、指標の見直しを行うとしているが、現行の指標も本施策においては重要だと感じている。

見直しの理由を進捗が測れないためとするのであれば、他の指標にも同じことが言えるため、見直しを実施するにあたっては、施策としての目的を見失わないよう、適切なK P I設定を考えるべきだと思う。

●K P Iに対するご意見についても、必要に応じて第3期総合戦略の改定により反映することができるので、意見書に記載いただければと思います。

○放課後子ども教室の対象児童は、小学校1年生から3年生となるのか。

また、K P I ③放課後子ども教室の参加率における数値の割合は、どの程度の人数なのか。

●放課後子ども教室は、小学生全員を対象としています。

また、K P I に関しては、小学校の全校生徒約 1,200 名に占める割合となっています。

○施策内容に「教職員の働き方改革も併せて推進」とあるが、資料を見ても、この内容について読み取ることができない。

教職員の働き方改革に関する K P I の設定はしないのか。

●現時点で、教職員の働き方改革に関する K P I の設定には至っていませんが、施策に紐づいている I C T 教育推進事業において、学校教育への I C T 環境の整備を進めています。

例えば、児童生徒の出欠確認を電話だけでなく、インターネットでの回答を可能にすることで教職員の負担を減らす改革を実施しています。

基本目標 3 出産・子育てを支え、子育てを楽しめる環境をつくる

施策：妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

○K P I ③児童相談員の相談受付回数について、令和 4 年度で急に受付回数が増加しているが、何か理由があるのか。

●町では、通常の児童相談とは別に、臨床心理士等による各幼稚園・保育園への巡回相談を実施しており、相談の場が増加したことも、ひとつの要因であると考えています。

○令和 2 年度と 3 年度は、巡回相談は行っていなかったのか。

●実施はしています。コロナ感染症による制限の影響等の詳細は把握していませんが、令和 4 年度から巡回相談の実施方法を見直しているため、その点も令和 4 年度に相談件数が増加した要因になったと思います。

【「巡回相談」による相談受付回数は、「児童相談員の相談受付回数」に加算されておらず、育児不安や育児環境などの複数の要因が絡む継続相談が増えている。】

○目標値の見直し案における、養育支援事業のサポート率とは、どのような計算になるのか。

●この場で詳細な説明ができないため、次回の会議までに皆さまにお示しするようにします。

【養育支援事業のサポート率：生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）において、育児不安や養育環境の課題等で、さらに指導助言等が必要な家庭を支援した割合。】

施策：仕事と子育ての両立支援

◎今後、各施策の評価を行うにあたり、K P I の見直し案についても意見の対象という認識でよいか。

●そのとおりです。お示ししている見直し案は、第 3 期総合戦略に反映されていますので、そちらもご確認いただければと思います。

◎K P I の見直しに関する意見は、町で新たに目標値の測定が可能な内容とした方が

良いのか。

●お示ししている見直し案に関しては、集計が可能であるものを設定しています。

委員から指標をご提案いただいた際は、町で数値が把握できるか確認したうえで検討させていただきます。

○K P Iの見直し案として挙げられている学童保育所の待機児童数について、現時点での状況はどうなっているのか。

●現時点で、待機児童はいませんが、二宮小学校学童保育所については、希望者が定員を超過しており、入れない場合は民間の学童を利用している状況です。

そのため、待機児童は発生していないものの、希望している学童保育所に必ずしも入所できている訳ではありません。

基本目標 4 地域産業の振興を図り、仕事を生み出しやすい環境をつくる

施策：地域商工業の活性化

○事務局の説明に対する補足になるが、K P I ②二宮ブランドの新規認定商品数について、令和2年度と3年度における認定数の実績が0件となっているのは、コロナ禍において、認定までのプロセスで必要となる審査、例えば、食品であれば試食などができない状況が続いたため、新規の商品開発を進められないという背景があった。

○施策内容にあるキャッシュレス決済に関しては、これから先、商店連合協同組合や商工会と連携しながら進める必要があると思うが、町はどのような考えを持っているか。

●キャッシュレス決済に関しては、近く、J O Yカードの機材の入れ替えがあるため、そのタイミングに合わせて検討することとしています。

○事業者がキャッシュレス決済を導入するにあたり、支援は存在しているのか。

●現時点ではありません。

○事業者の立場からすると、初期投資に費用が必要となることから、何らかの支援があれば、導入のきっかけになると思うので、町の施策として検討をしてほしい。

○新庁舎の移転なども合わせて、地域通貨の導入などの検討はしていないのか。

●現時点で、そのような構想はありません。

新庁舎の移転と合わせて、どこまでI C T化を進めるかは、まだ具体化していない状況です。

○K P Iの計画値において、かなり厳しく設定されているものが見受けられる。

例えば、二宮ブランドの新規認定商品数は、認定数が2件あっても評価がCになっているので、売り上げの推移も加味するなど、複合的な実績から評価するように工夫できないか。

●K P Iは、施策の進捗を測るために設定しているので、設定数の制限はありません。複数の視点から評価を行うために指標を追加することも可能です。

施策：地域農林業の活性化

○新規就農者における最近の傾向として、有機栽培を行う方が多いようだが、町においても同様なのか。

●そのとおりです。

(2) その他

・今後の委員会スケジュールは、参考資料7のとおりです。

第2回の委員会では、今回説明した施策評価に対するご意見をいただきたいと思っておりますので、参考資料6にある意見書により12月8日（金）までにご提出をお願いします。

いただいた意見は事務局で集約し、次回の会議にてお示しさせていただきます。

(主な意見交換等)

○参考資料6の回答表について、各施策に対する評価は必須で、個別意見は任意という認識でよいか。

●そのとおりです。

○委員会からの意見を受けた結果、総合戦略の内容を見直すとなった場合、いつの年度から反映されることになるのか。

●今年度はすでに現時点での第3期総合戦略の内容で進んでいるため、次年度に総合戦略の見直しを行うこととなります。

そのため、今年度いただいた意見の計画への反映は、令和6年度以降となります。

【以上】